



中津市監査委員告示第 19 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年10月30日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
社会福祉法人 中津市社会福祉協議会	左記の財政援助団体が令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和2年10月1日～令和2年10月30日
耶馬溪観光秋まつり実行委員会		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和2年11月30日（月）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【社会福祉法人中津市社会福祉協議会】

(1) 補助金等名 中津市社会福祉協議会補助金

(2) 所管部局・課 福祉部福祉政策課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、中津市内の地域住民やボランティア、社会福祉等の関係者、行政機関と連携して地域福祉活動を推進する中津市社会福祉協議会の運営及び活動に関する経費を市が補助することにより、地域福祉の推進が円滑かつ継続的に実施されることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 92,369,864円

(内訳：職員設置費85,919,020円、本所事務費6,450,844円)

II. 事業内容

社会福祉協議会の法人運営事業に伴う役員報酬や職員・嘱託の給与等や福利厚生費などの職員設置費及び地域福祉情報の住民に対しての広報・啓発活動経費などの本所事務費に係る事業を行い、地域福祉の推進のため、関係機関や関係団体等と協力しながら、地域づくりの取組と相談支援体制の整備・構築を図った。

III. 財政援助額 75,631,821円

(内訳：職員設置費71,252,323円、本所事務費4,379,498円)

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付要綱第15条に、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書により報告しなければならないと規程されているが、上記報告書が提出されていなかった。

補助金交付要綱に基づく、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求める。

②補助金交付要綱第4条に、交付申請書に成果目標を添付することと規程されているが、成果目標が添付されていない。

また、補助金交付要綱第12条に、実績報告書に成果目標の達成度合い検証結果を添付することと規程されているが、検証結果も添付されていなかった。

補助金交付要綱に基づく、成果目標及び成果目標の達成度合い検証結果の提出を求める。

③実績報告書の人件費内訳書について、支払実績の明細書で決算額は確認できたが、そのうち補助対象となる金額が確認できなかった。

実績報告書に補助の対象・対象外が明確となる人件費内訳書の添付を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付要綱第5条2項に、補助金に係る消費税等仕入控除税額についての条件を付して交付決定を行うことと規程されているが、交付決定通知書には条件が付されていなかった。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を提出させていなかった。

補助金交付要綱に基づく、交付決定通知書に条件の記載及び補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出指導を求める。

②補助金交付申請書に成果目標の添付が無く、実績報告書にも成果目標の達成度合い検証結果の添付が無かった。

補助金交付要綱に基づく、成果目標及び成果目標の達成度合い検証結果の提出指導を求める。

③実績報告書の人件費内訳書について、支払実績の明細書で決算額は確認できたが、そのうち補助対象となる金額が確認できず補助の対象・対象外が不明確のまま、額の確定を行っており、補助対象金額の確認が不十分である。

実績報告書の添付書類について、補助の対象・対象外が確認できる人件費内訳書の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うことを求める。

④職員設置費補助金の人件費について、他市と比較検討し、法人運営の明確化を求める。

(要望事項)

⑤この補助金は、社会福祉協議会の運営支援である。地域福祉ネットワーク協議会の立上げやサロン設置など各種事業を中津市社会福祉協議会が中心となり地域福祉の充実を図っているため、今後も、この補助金が活かされるように社会福祉協議会と十分に連携を図ることを望みます。

【耶馬溪観光秋まつり実行委員会】

(1) 補助金等名 中津市観光イベント支援補助金

(2) 所管部局・課 耶馬溪支所地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、紅葉を迎える耶馬溪でおもてなしイベントを開催し、特産品の販売によるにぎわいの場を創出するなど「秋の耶馬溪」をPRするイベントの実施に要する経費を市が補助することにより、耶馬溪の歴史と自然のイメージアップ及び観光振興を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 1, 125, 820円

II. 事業内容

令和元年10月27日（日）に耶馬溪農林水産物等直販所「旬菜館」駐車場にて、「第11回耶馬溪観光秋まつり」を開催、歌や舞踊などのステージイベントをはじめ、耶馬溪のうまいものを集めたグルメテント、イノシシの丸焼き試食会や餅まきなどを行い、秋の耶馬溪の観光振興を図った。
(来場者数 約5, 500人)

III. 財政援助額 1, 120, 000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①会計の伝票を作成することなく、入金や出金がされており、会計担当者のみの判断で出入金が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分である。

会計の伝票を作成するとともに会計事務のチェック体制の見直しとして、監事2名、会計1名の明確化を求める。

②車両借上げ代などの一部の支出事務で、会計担当者が立替払いを行っており、その精算事務は実績報告後に行われていた。

立替払は私金との区別が不明確となるため、今後、現金の支出が必要となった場合は、事前に必要最小限の金額を資金前渡で用意し、支払後は速やかに精算を行う方法をとるなど会計事務の見直しを求める。

③ステージ設営費の支出について、1者見積りの執行であった。

市内業者による複数者の見積り執行による経費節減を求める。

④イベント会場の設営費用などの経費が支出されていることから、出店料や協賛金の徴収等を検討し、自助努力の推進を図ることを求める。

⑤マンネリ化を防ぐため、実行委員会の回数を増やすとともに反省会の開催を求める。

⑥イベント参加者の感想の聴き取りや、イベント会場にアンケート用紙を設置するなど、今後もイベントの内容の充実を図ることを求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①実行委員会の役員に監事及び会計が任命されておらず、事務局の一人が会計を行い、立替払の精算が遅れるなど会計事務のチェック体制が不十分である。

実行委員会の体制及び会計事務について、十分な指導を求める。

②中津市のホームページ及び中津耶馬溪観光協会のホームページに耶馬溪観光秋まつりの記事が掲載されていなかった。

行政側の取組みとして、観光イベントが成功するよう関係機関と連携を図り、積極的な広報活動を行うなど観光誘客につながる支援を求める。

(要望事項)

③この補助金の目的は、観光イベントの支援である。来場目標3,000人に対し、来場者数は、平成29年度は約1,500人、平成30年度は約4,500人、令和元年度は5,500人と目標数を上回っている。

また、チャレンジ！ the耶馬三城ウォーキングと同日に開催され、ウォーキングの参加者も観光秋まつり会場にバスでアクセスできるなど連携が取れている。

今後も、開催日程や会場設定、イベントの内容を実行委員会と十分協議し集客を図ることを望む。